

福岡県オープンデータカタログサイト運用方針

第1章 総則

1 目的

本方針は、福岡県（以下、「本県」という。）が保有するデータのオープンデータ化を進め、本県が開設する「福岡県オープンデータカタログサイト」（以下、「ODサイト」という）で公開・運用するための基本的な考え方を定めることにより、県民の利活用の促進に資することを目的とする。

2 定義

本方針において使用する主な用語は、次の定義に従うものとする。

- (1) データ
電子計算機による情報処理の用に供される記録をいう。
- (2) オープンデータ
機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータをいう。
- (3) 二次利用
データを引用、転載、加工等を行い利用することをいう。
- (4) 機械判読
電子計算機によって、データを自動的に読み取り、再利用できることをいう。
- (5) グループ
データ検索用に、一連のデータに設定される関連分野のことをいう。
- (6) タグ
データ検索用に、一連のデータに設定される関連するキーワードのことをいう。
- (7) カタログサイト
オープンデータを集約し、グループやタグ等による分野横断的な検索機能等を備えたウェブサイトのことをいう。

第2章 OD サイト運用に関する基本的な考え方

1 オープンデータを推進する意義

(1) 県政の透明性・信頼性の向上

オープンデータの提供により、県民が自ら又は民間のサービスを通じて、県政に関して十分な分析、判断及び評価することが可能となり、県政の透明性や信頼性の向上が図られる。

(2) 県民生活の利便性の向上

オープンデータの活用により、多様なサービスが創出され、県民が享受できるサービスの質の向上や、選択の幅が広がり、県民生活の利便性が向上する。

(3) 県民協働による公共サービスの提供及び地域課題の解決

オープンデータの活用により、県民との情報共有が図られ、県政への参画意識が高まり、県民協働による公共サービスの提供及び地域課題の解決を促進する。

(4) 新ビジネスの創出及び企業活動の効率化等による地域経済の活性化

オープンデータの提供により、市場における編集、加工及び分析等の各段階を通じて、様々な新ビジネスの創出や企業活動の効率化等が促され、地域経済の活性化が図られる。

(5) 行政の高度化・効率化

行政におけるオープンデータの活用により、政策の決定等において公的データを横断的に利用・分析することで、業務の高度化・効率化が図られる。

2 OD サイト運用のための基本原則

(1) 本県が保有するデータは、下記(2)のデータを除き、積極的にオープンデータとして公開する。

(2) 次のデータは対象から除外する。

(ア) 法令及び条例等による制約があるもの

(イ) 個人情報・機密情報が含まれているデータ

(ウ) 第三者の権利が含まれているデータ（当該第三者から許諾を得たものを除く。）

(エ) 個別法の規定により二次利用が制限されているデータ

(3) 営利、非営利等の利用目的を問わず、二次利用を可能とする。

第3章 OD サイト運用に関する具体的取組

1 オープンデータの整備の順序

福岡県ホームページの行政資料、ふくおかデータウェブの統計資料及び地理情報提供システムのデータ並びに避難所・避難施設のデータの中から、利用ニーズを考慮のうえ、順次オープンデータ化するとともに、その他のデータについても、公開可能なものから速やかにオープンデータ化を進める。

2 オープンデータとして提供した情報の二次利用の原則

オープンデータとして提供したデータは、出典表示を条件として、商用利用も含め二次利用を認めることとし、データの二次利用については、著作権法（昭和45年法律第48号）の範囲内で、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス^{※1}における「CC BY^{※2}」を使用する。なお、著作物とならないデータ^{※3}については、著作権の保護対象外であり二次利用の制限はない。

3 免責事項

オープンデータを二次利用した者が作成したデータにより、第三者が損害を被った場合、本県はその責を負わない。

4 意見等を受け付ける仕組みの整備

オープンデータに関する利用ニーズ等を積極的に把握するため、OD サイトに意見、要望等を受け付ける仕組みを整備し、利用者から、オープンデータの提供方法の改善やオープンデータとしての公開を求める要望等が寄せられた場合は、対象データの所管部局等において速やかに対応の可否を検討する。

5 オープンデータ活用サービスの紹介

県民等が本県のオープンデータを活用したサービスを創出した場合は、OD サイトで積極的に紹介する。

6 本方針の改訂

本方針の内容は、関連技術の進展等を踏まえ、随時改訂を行う。

(附 則)

この方針は、平成29年3月28日から施行する。

注釈

※1 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするためのパブリック・ライセンスの一つで、国際的に利用されている。ライセンスは6種類あり、「商業利用を許可するか(許可/不許可)」、「改変を許可するか(許可/不許可/許可するが同一ルール利用)」の2つの利用条件の組み合わせで構成されている。

本県のオープンデータは、出典表示必須、商業利用及び改変を許可する「CC BY」ライセンスを付与する。

※2 CC BY

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの一つ。CC BY が付与されたデータについては、利用者は、出典(氏名、データのタイトル、データの URL)を表示することで、営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、再配布することができる。

本県カタログサイトのデータについては、次の「CC BY」マークが表示される。

「CC BY」マーク (イメージ)



※3 著作物とならないデータ

単なる事実や数値データは、それ自体としては、著作物とはならず、著作権の保護対象にはならない。編集著作物やデータベースの著作物と認められる場合も、素材・数値データが著作物でない場合は、素材・数値データそのものを利用することは著作権法の観点からは制限されない。